

神戸市公告

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び神戸市契約規則（昭和 39 年 3 月規則第 120 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

令和 8 年 3 月 13 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

土地（所在地、地目、実測面積、用途地域、最低入札価格及び入札保証金 別表のとおり）の売払い

2 入札に参加する者に必要な資格

次の各号の要件を全て満たす必要があります。

(1) 本件土地において、実施要領の基本方針に沿った公益的施設の建設・管理・運営に必要な資力、信用及び技術的能力等を有する企業または共同企業体（以下「JV 等」という。）であること。

(2) 売買代金の支払能力を有する JV 等であること。

(3) 次の各号のいずれかに該当する者は、入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

イ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生の手続きの申立て、若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定や再生計画認可決定がなされている場合はこの限りでない）。

ウ 銀行取引停止、主要取引先からの取引停止等の事実があり、客観的に経営状況が不健全であると判断される法人。

エ 本市における不動産の売払いに係る契約手続きにおいて、次の事項のいずれかに該当すると本市が認めたときから 2 年を経過しない法人。その者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(ア) 本市から指名停止措置を受けている法人。

(イ) 競争入札において、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき。

(エ) 正当な理由がなく、契約を履行しなかったとき。

(オ) 落札したにもかかわらず正当な理由がなく、契約を締結しなかったとき。

(カ) 本市における一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

オ 禁固刑以上の刑に処され、その施行の終わり又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者に該当する役員がいる団体。

カ 国税（法人税、消費税）、地方消費税及び市が賦課する税について未納の税額がある者。

キ 買受けた不動産を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律

第77条) 第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等、公序良俗に反する用に使用しようとする者。

ク 次の事項のいずれかに該当すると認められる者。

(ア) 本市から直接に又は第三者を経由して不動産を買受け又は借受けた者で、当該不動産に係る公序良俗に反する使用の禁止の定めを違反した者。

(イ) (ア) に該当する法人その他の団体の代表者、理事、取締役、支配人その他これらに類する地位(以下「代表者等の地位」という。)に現にある者及び違反時にあった者。

(ウ) (ア) 又は(イ) に該当する者が代表者等の地位にある法人その他の団体。

ケ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者(神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱(平成22年5月26日市長決定)第5条に該当する者)等でないこと。

(4) JV等の場合、以下によること。

ア 全ての構成企業が、上記(3)の要件を満たしていること。

イ 構成企業の中から代表企業を決定し、代表企業はJV等の意思決定を代表すること。

ウ 代表企業は、事業計画書等に基づく事業実施の総括、構成企業間の調整、本市との調整の窓口を行うとともに、買受人決定後もその役割は継承されるものとする。ただし本市が認める場合は変更可能とする。

エ 応募申込後に構成企業を変更・追加することは原則として認めない。ただし、事業計画書等において、予め計画されている場合はこの限りではない。

オ JV等の役割分担が明確になっていること。

カ JV等が負う法的責任については、JV等の構成企業である各企業が負うこと。また、各構成企業の負担する責任については、全ての構成企業が負担することとし、本市と売買契約を締結すること。

キ JV等を構成する各企業は、別に単独で応募することや、他のJV等の構成員となることはできないこと。

3 入札に必要な書類を示す場所

神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号(郵便番号651-0083)

三宮国際ビル9階

神戸市都市局内陸・臨海振興(電話番号078-595-6677)

4 入札の参加に関する実施要領の公開時期及び公開方法

(1) 公開時期

令和8年3月13日(金)より公開

(2) 公開方法

ホームページにて公開(https://www.city.kobe.lg.jp/a26136/business/recruit/rokkoisland_hukugoriyochiku.html)

5 入札参加申込みの期間及び方法

(1) 入札参加申込みの期間

令和8年4月27日(月)から令和8年5月1日(金)17時まで(※必着)

(2) 入札参加申込みの方法

持参または郵送

(3) 入札参加申込みに関する事項

入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札の期間及び方法

(1) 入札の期間

令和8年6月1日(月)から令和8年6月5日(金)17時まで(※必着)

(2) 入札の方法

持参または郵送

7 開札の日時及び場所

(1) 開札の日時

令和8年6月9日(火)10時より(予定)

(2) 開札の場所

入札参加申込者に別途ご案内します。

8 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額は、別表のとおりとします。

(2) 入札に参加する者は、事前に、本市が交付する所定の納入通知書兼領収証書により入札保証金を納入してください。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき。

(2) 「入札保証金提出書」の提出がないとき。

(3) 最低入札価格に達しない金額をもって入札したとき。

(4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認し難いとき。

(5) 「入札書」に記名及び押印がないとき。

(6) 「入札書」の金額のはじめの数字の前に「¥」マークがないとき。

(7) 2通以上の「入札書」を提出したとき。

(8) 入札保証金を納付せず、又はその金額に不足があるとき。

(9) 入札者の資格のない者が入札したとき。

(10) 本市から交付された「入札書」以外の入札書により入札したとき。

(11) 鉛筆、シャープペンシルその他の訂正の容易な筆記具により「入札書」に記入したとき。

(12) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき。

(13) 上記(1)~(12)に掲げるものの他、本市が不相当と認めたとき

10 その他

(1) 売買契約には、土地利用に関して次の条件を付します。詳細については、実施要領で確認してください。

ア 土地利用目的の制限

イ 公序良俗に反する使用の禁止

- ウ 風俗営業等の禁止
- エ 権利譲渡の禁止
- オ 契約の履行
- カ 建設に関する制限

(2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第 10 条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

(3) 売買契約締結の手続

売買契約の締結は、令和 8 年 9 月上旬(予定)までに行います。

別 表

所在地	地目	実測面積 (㎡)	用途地域	最低入札価格 (円)	入札保証金 (円)
神戸市東灘区向洋町中 9 丁目 1 番 18	雑種地	2,657.45	商業地域	406,589,000	20,330,000